

第1回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和2年9月28日（月）午後1時25分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第1回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 現況証明申請について
- 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画（案）の決定について
- 議案第6号 南越前町農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 南越前町農業振興計画の策定に係る意見の決定について
- 議案第8号 南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の除外）第8項に係る報告書について

出席委員 8名		欠席委員 2名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3		3	桂 慶一郎
4	岩寄 和実	4	
5	植村 功吉	5	
6		6	朝倉 勇二
7	石山 清孝	7	
8	田嶋 秀夫	8	
9	小不動勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	山岸 健		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

4番 岩 寄 和 実

5番 植 村 功 吉

【開会】 午後1時25分	
事務局長	<p>皆さまお集まりでございますので、ただ今から第1回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、桂委員と朝倉委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、4番 岩寄委員と5番 植村委員をお願いしたいと思います。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を惣次会長にお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>これより本日の総会に入ります。本日は、第1回目の総会ということで、今後の資料を保存できるよう事務局からドッチファイルをいただいております。本日の議題につきましては、お手元のファイルに綴ってある資料のとおりです。案件が大変多くございますが、スムーズに進行できるようご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。</p> <p>では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。議案第1号についてご説明いたします。座って説明させていただきます。</p> <p>資料1ページをお願いします。</p> <p>譲渡人は南越前町にお住まいで、譲受人は農業経営の後継者であるお孫さんです。</p> <p>資料の訂正がございました。譲渡人と譲受人の名前が逆でしたので、大変申し訳ありませんでした。修正をお願いいたします。</p> <p>また、1筆以外はもともと賃借権による利用権を設定している農地で、生前贈与して所有権移転するものです。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。3ページと4ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、5ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を川崎委員さんをお願いします。</p>

川崎委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>9月17日に西川委員さんと私、事務局長、事務局担当の4人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>図面を見ていただければ良いですが、集落の北側と西側に点在する9か所がございます。一部ビニールハウスが設置されておりました。譲受人は新規就農者でありまして、移転後も、これまでどおり、農業経営を続けられるため、別に問題ないと判断いたしました。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(しばらく沈黙)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第1号議案に対し、原案のとおり許可することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
【議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について】	
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。6ページをご覧ください。</p> <p>申請人は南越前町にお住いで、申請地は畑の半分を埋め立てして、自家用車の駐車場のために所有者はそのままで農地の転用を申請するものでございます。</p> <p>位置につきましては、7ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。8ページは現地確認の様子です。</p> <p>写真を見てもおわかりのとおり、申請地につきましては既に工事が進められています。もともと昭和52年頃に住宅を新築した際、家の前の駐車場用地として一部利用されており、今回もう一台駐車できるように拡張造成をするための工事を着工したということです。工事依頼業者から農地転用許可が必要であることを知り、行政書士に依頼されて今回の転用申請に至ったということです。違反転用については深く反省をされ、お詫びを述べる申述書が提出されています。また、後日、今後は農地法を遵守し、二度と違反はしないことの誓約を記載した始末書も提出されました。原状回復を求めるか否か十分に判断したうえで、事後となった経緯や原因を把握し、今後に違反転用を行わないと認められるものであれば、追認は可能ということです。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。9ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地(その他の農地)と判断されます。第2種農地につきましては、原則許可できないことになっておりますが、集落に接続した住居前に整備する駐車場は日常生活上必要であるため不許可の例外に該当すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を川崎委員さん お願いします。
川崎委員	はい、報告いたします。 9月17日でしたが、既にある程度の基礎ができている状態での農地確認になりました。 引っかかるという訳ではないですが、ストップし復元できるような現場ではなかったです。 場所は、申請地の北側は町道を挟み本家住宅が建ち、東側は水路、南側は自作農地の畑で あります。このような状況を踏まえながら、また、事務局へ始末書も提出されたということ でやむをえないかな。 あと、農業委員はまめに回らないといけないかなといった反省を踏まえ、現地の状況から は追認やむを得なしと判断いたしました。以上でございます。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 始末書はもらっているということですね。
事務局	はい。いただいております。
議長	質問が無いようでございますので、お諮りします。 議案第2号に対し、原案のとおり許可することとしてもよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。
【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について】	
議長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 資料10ページをご覧ください。今回2件提出されていますので、一括して説明させてい たきます。 まず番号1番でございますが、平成30年に北陸新幹線日野川橋梁工事に伴う工事用道 路・資材ヤードの設置用地として一時転用を許可した事業者の工事完了後、農地転用事業計 画変更申請書を提出し、事業承継する事業者が使用するために、改めて農地法5条による一 時転用を申請するものでございます。 申請者は、鉄道運輸機構と工事請負契約を締結し、北陸新幹線越前中平吹高架橋工事に伴 う工事用道路として、一時的に借り受けるものです。位置につきましては、11ページをご覧 ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。12ページの写真は現地確認 の様子です。 この申請に際し、地元区長や農家組合長、近隣者等からの同意も得られていますし、1年 間の一時転用後は復田して地権者にお返しすることになっております。 では、許可する上での判断についてご説明いたします。13ページをご覧ください。 こちらの農地区分は、農用地区域内の農地でございます。農用地区域内農地につきましては は、原則許可できないこととなっておりますが、一時転用ということで不許可の例外に該当 すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはございません。

事務局	<p>次に、番号 2 番でございますが、10 ページにお戻りください。</p> <p>譲渡人は越前市にお住いで、譲受人は大阪に本社を置き鉄筋加工の会社を営んでいます。申請地は、本年 1 月の農業委員会で審議し転用の許可が下り、鉄筋加工場・資材置場として整備している敷地を拡大し、鉄筋加工と鉄筋保管作業の効率および鉄筋保管量を上げるために資材置場と大型トラックの駐車場を整備したいというものでございます。</p> <p>位置につきましては、14 ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。15 ページは現地確認の様子です。ちょうど赤い矢印の真下に土砂が積み上げられていますが、これは現在整備している隣地の土砂を置いているとのこと。また、工場敷地と申請地の間の官地については今後払い下げをする予定と聞いております。</p> <p>被害防除策といたしまして、隣接農地の境は、土嚢を設置して、土砂流出を防止します。取水と排水は、町道に敷設の公共上下水道を利用し、雨水は自然流下で道路側溝に放流します。この申請に際し、地元区長、農家組合長、隣接者等からの承諾は得られております。また、前回の申請時と同様に地元の区長と誓約書を交わし、大型車両の出入りに関する安全面の配慮と事業目的の変更及び転売はしないこと、隣接耕作者の通行を妨げないことを約束されています。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。16 ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、上下水道管が埋設されている町道の沿道で、概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設がある区域であることから、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地につきましては、転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を西川委員さんお願いします。</p>
西川委員	<p>はい、報告をさせていただきます。</p> <p>同じく、9 月 17 日に川崎委員さんと同様で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>まず 1 番ですが、11 ページの写真一番下は、道路入り口部分であり、河川沿いに三角部分まで進み、さらに右に曲がり四角部分までの 3 か所でございます。事務局からの説明のとおり、農地の現状は変えずに一時転用で完了後は元の水田に戻すということで問題はないと判断いたします。</p> <p>次に 2 番 今庄の工場用地の買収ということですが、先程、事務局からご説明がありましたが、地元の人の中には奥の農地である畑の所有者、耕作者を付け加えさせていただきますとともに、地元の区長、農家組合長ほか役員さんから了解をいただいているということです。また、事務局の説明のとおりこの場所は、もともと耕作していなかった農地で、申請農地と隣接農地の耕作者や安全面の配慮などの誓約を交わしており、問題ないと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>

議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第3号に対し、原案のとおり許可することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
【議案第4号 現況証明申請について】	
議長	<p>次に、議案第4号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>資料17ページをご覧ください。</p> <p>申請人は越前市にお住いで、申請地の登記地目は畑、現況は非農地でございます。</p> <p>位置につきましては、18ページをご覧ください。申請地は、山間部にあります集落で、赤色で塗りつぶしてある箇所でございます。19ページの写真は現地確認の様子です。20ページの写真は、申請者から提供いただいた山林の写真です。昭和40年頃に杉を植樹し山林化となっています。今回、現況に見合った地目に変更したいということで非農地である証明を申請されたというものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を西川委員さんをお願いします。</p>
西川委員	<p>はい、報告させていただきます。</p> <p>先程と同様に4人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>写真をご覧いただくと、本当に山の中であるとお分かりいただけると思います。</p> <p>申請者は、お隣の越前市にお住まいで、耕作をする状況ではない、また、現場の写真をご覧いただきますとおり、今から畑にするということは不可能だということはお判断いただけるかと思われまます。現況に合った地目に変更するということで、問題ないと判断いたします。</p> <p>なお、当日、写真に写っておられる方が申請者で、現場でお話もさせていただきました。問題ないと判断させていただきました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(「ございません」の声)</p> <p>無いようでございます。</p> <p>議案第4号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>

【議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画（案）の決定について】	
議長	<p>それでは次に、議案第5号 「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、南越前町長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に係る意見決定を求められています。</p> <p>22ページをお願いします。利用権設定日は、令和3年1月1日です。農地中間管理機構と利用権設定される農地は、281,209㎡、貸し手は82名で借り手は15名、筆数は全部で176筆でございます。23ページから42ページは、契約に関する詳細な情報を表にしたものでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。公告予定日は、令和2年9月30日です。</p> <p>また、福井県農地中間管理機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地は、利用権設定される農地と一致し、281,209㎡、貸し手は82名で借り手は15名、筆数は全部で176筆でございます。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項第3項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無ようでございます。</p> <p>議案第5号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
【議案第6号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】	
議長	<p>次に、議案第6号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。</p> <p>南越前町長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定を求められております。44ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定日は令和2年10月1日です。</p> <p>新規で設定される農地の面積は2,073㎡、貸し手は1名で借り手は1名、筆数は全部で2筆です。45ページは契約に関する詳細な情報になります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。令和2年9月30日の公告予定日です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございます。</p> <p>議案第6号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
<p>【議案第7号 南越前町農業振興計画の策定に係る意見の決定について】</p> <p>【議案第8号 南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について】</p>	
議長	<p>次に、議案第7号「南越前町農業振興計画の策定に係る意見の決定について」、議案第8号「南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を一括して議題いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。</p> <p>議案第7号と議案第8号については、内容が共通しておりますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>南越前町長から、農用地区域から除外する土地について南越前町農業振興計画の策定と南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定を求められています。</p> <p>内容の説明の前に除外の手続きにつきまして、ご説明いたします。8月7日に開催いたしました委員研修会で配布させていただいた「農地法、農振法の概要」という県提供資料から抜粋したページをお手元にお配りしております。こちらの2枚目をご覧ください。</p> <p>町では農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定した農業振興地域整備計画の中で、優良農地として守る必要のある農地を農業振興地域内の農用地としています。この農用地に指定されている土地に住宅等を建設するときには農用地区域からの除外のための農業振興地域整備計画の変更をしなければいけません。</p> <p>除外の手続きには、資料の網掛けに記載の ①農用地区域以外に代替えすべき土地がないこと、②農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、③農業経営者の農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと、④土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと、⑤農業生産基盤整備事業完了後、8年経過していること、以上5つの要件をクリアしなければ、基本的には除外は認められておりません。</p> <p>今回4件の除外申請がございましたが、そのうちの3件は、平成18年に完了した国営かんがい排水事業の受益地でありまして、この事業自体は工事完了後8年経過しているので問題ないのですが、当該事業の継続事業として、平成28年度から基幹水利ストックマネジメント事業が開始されました。この事業の工事完了公告が令和2年にされたことから、8年間は原則、農振除外ができなくなっております。</p> <p>しかし、この事業は平成18年に完成したパイプラインを管理する水管理システムの更新事業で線的整備の扱いになります。この事業を含め水路や農道などの線的整備については、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(いわゆる27号計画)に基づく農業振興に資する施設としてこの計画に位置付けられた施設につきましては、公益性が特に高いと認められる施設の用に供する土地として、土地改良事業完了後8年経過していない優良な農地であっても、農用地区域から除外することも農地を転用することも可能ということ</p>

になります。

計画の作成主体は町となり、対象となる施設は、農家住宅など地域の特性に応じた、農業の振興を図るために必要な施設となります。

さらに、この27号計画に位置付けられるためには、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に定められた13の要件がございます。例えば、規模が妥当か、ほかに代替地がなかったか、効率的な農業利用に支障がないこと、農地の利用集積に支障がないこと、5年以内に施設整備開始ができること、土地改良事業の実施に支障がないこと等あり、農業委員会の意見聴取についても要件の一つとなっていることから、本日の農業委員会において意見を求めるものでございます。

また、現在、農業委員会のほか丹南農林総合事務所、日野川土地改良区、南条と今庄土地改良区、越前たけふ農漁協同組合にも意見照会中であります。

資料の3枚目をご覧ください。今後の流れはこれからご審議をしていただくこととなりますが、農業委員会と関係機関の意見書をつけて、県に正式に事前調整の申し出を行う予定です。県の同意を得ることができたら30日間の農業振興計画の公告縦覧を行い、次にまた30日間の農業振興地域整備計画の公告縦覧、最後に15日間の異議申出期間が終了しましたら、除外が完了し、転用の手続きをすることになります。

では前置きが長くなりましたが、申請の内容について説明をさせていただきます。

資料46ページをご覧ください。

まず番号1番ですが、事業主体は、事業所の役員の方です。除外する目的は、事業所を拡張整備するもので、当該申請地は事業所に隣接する農地で、集団農地の辺地にあり不耕作地となっていたところを譲り受け、従業員車両と、重機、資材を置くスペースを確保し、作業所スペースの安全を確保したいというものです。

当該施設の整備を行うことにより、農村住民や農業用施設に知見を有する地元企業が連帯することにより、農村活動の維持・推進が図られ、安定的な農業経営に寄与すると思われま

す。位置につきましては、48ページをご覧ください。赤く囲んである箇所が除外予定地になります。

次に、番号2番ですが、事業主体と所有者は同一でございます。除外する目的は、既存の車庫兼農機具倉庫の老朽化が進み、修繕費用も掛かることから、今回、借地から自己所有地に移転し新築したいというものです。

当該施設の整備を行うことにより、自宅に近くなり、次世代への定住促進と農村集落全体の連帯感の醸成や農村活動の維持・促進が図られ、安定的な農業経営に寄与するものと思われま

す。位置につきましては、49ページをご覧ください。赤く囲んである箇所が除外予定地になります。

次に、番号3番ですが、除外する目的は、旧南条町において平成3年に工業団地を整備して3社を誘致し、現在も操業中の工業団地について、誘致企業の1社から事業拡大に伴う団地拡張の要望があり、当町の雇用の場の創出による人口流出の抑制と事業拡大による町内経済の活性化を目的に実施するというものです。また、今回新たな企業を誘致するために、公

事務局	<p>募区画として4,695㎡を確保し、町の活性化と人口減少の抑止により農業後継者の確保を促進しようとするものです。</p> <p>当該施設の整備を行うことにより、町内経済の活性化と雇用の場の創出による人口流出の抑制と農業後継者の確保が図られ、地域の農業の振興に寄与すると思われます。</p> <p>位置につきましては、51ページをご覧ください。赤く囲んである箇所が除外予定地になります。</p> <p>3件とも早急に計画実行に取り掛かりたいとの意向であります。</p> <p>続いて、資料47ページにお戻りください。</p> <p>番号1番、2番、4番については先ほどの説明のとおりですが、番号3番について説明させていただきます。</p> <p>事業主体は事業所で、除外する目的は、事業拡大のため敷地延長が必要となり、駐車場と資材置場を整備して既存事業所のスペースを確保したいというものです。当該申請地は、自作地の畑地であり、農用地の利用集積から外れており、認定農業者の安定的な農業経営に支障を及ぼす恐れや集団化が損なわれる恐れなどはありません。</p> <p>位置につきましては、50ページをご覧ください。赤く囲んである箇所が除外予定地になります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>この工業団地は、除外はされていなかったのか。外していなかった部分ということか。</p>
事務局長	<p>今まで造成した所は全部埋まってしまうしね、今回、新たに農用区域から除外して、既存の事業所が事業規模の拡張といいますか、工場の増設をしたい、それが狙いでございます。尚且つ、4千㎡程を造成して、公募で来ていただける企業があれば誘致したいというものです。</p>
西川委員	<p>今の工業団地ね。この敷地は橋のところまでか。</p>
事務局長	<p>そうですね川のところまでです。</p>
西川委員	<p>なぜかという、橋のことだが、今、橋の架け替えの話があると思うが、影響はない部分か。</p>
事務局長	<p>堤防沿いの橋のことでしょうか。</p>
川崎委員	<p>それは日野川に架かる橋にあたりますね。その途中部分になりますから。</p>
事務局長	<p>その橋からはだいぶまだ北の方になりますね。</p>

議長	<p>ほかに質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第7号及び議案第8号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
<p>【報告第1号 農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について】</p>	
議長	<p>次に、報告第1号「農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。52ページをご覧ください。</p> <p>これは鉄道運輸機構が鉄道施設の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な工事用道路に供するために行う農地の転用については、例外として転用許可を受けなくても報告をすることで転用することができるというものです。</p> <p>届出人は鉄道建設・運輸施設整備支援機構です。事業目的は、北陸新幹線、新北陸トンネルほか工事に伴う工事用道路です。</p> <p>この道路については、令和2年3月に一時転用を報告した農地にあり、工事用道路隅切り設置のために追加する分を申請したものです。一時転用期間は許可日から令和4年6月15日までとなっております。</p> <p>申請地につきましては、53、54ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしと囲みのしてある箇所が申請地でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。この件について、何か質問等はございませんか。</p> <p>ちょっとお聞きするが、これだけ小さい面積を申請するのは、訳があるのか。</p>
事務局	<p>隅切り部分としての申請です。</p>
議長	<p>トラックなどが回りにくいから今回、追加申請したいというものです。分かりました。</p> <p>ほかに質問はございませんか。</p> <p>(「ありません」の声)</p> <p>無いようでございますので、質疑を終了いたします。</p> <p>以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>その他 事務局からの連絡があればお願いします。</p>

【その他】 午後2時15分

事務局

はい。本日は、多数のご審議ありがとうございました。事務局から3点だけ連絡させていただきます。

まず1点目ですが、研修会でも少しお話をさせていただきました、農地パトロールについて説明をさせていただきます。

お手元に青色のファイルをお配りさせていただきました。ファイルの中には担当地区の農地の地図、南越前町農地パトロール実施要領、各委員の担当地区一覧と県から配布された農地利用最適化の手引きをご用意いたしました。こちらの資料一式は、農地利用最適化推進委員さんにも郵便で本日発送いたします。

もう既に農地パトロールを自主的に実施してくださった委員さんもあり、資料の配布が遅くなりましたことお詫びいたします。

青いファイルの中に閉じてあります南越前町農地パトロール実施要領をご覧ください。

はじめに農地パトロールの目的ですが、遊休・荒廃農地の把握、違反転用の早期発見、利用権設定農地や転用許可案件の履行状況の確認を目的としています。

調査の方法ですが、お配りの地図を利用して道路からの目視で、雑草が繁茂しているなど遊休化が確認された場合は、写真等で記録に残していただきたいと思います。

お配りの地図は、平成25年度に作成した人・農地プラン農地利用図で、塗りつぶしの部分が該当地区の農地となっています。5年以上前の地図で申し訳ありませんが、明らかに宅地となっているところは外してください。また、山林箇所も塗りつぶしのところがありますが、地目の変更がされていないということになりますので、明らかに現況が山林というところも外してください。また、地番が読み辛いなどで確認したい農地がありましたらご連絡ください。

パトロールの期間は、次回11月の農業委員会までとさせていただきますので、担当地区の農業委員さんと推進委員さんで調整をしてパトロールにあたっていただきたいと思います。調査後は、該当する農地があれば、事務局の方へ写真などをつけていただいて、ご報告ください。また、パトロールを行った日にち、時間等は前回の研修会でお配りした黄色の冊子「農業委員会活動記録セット」の記録簿に忘れずに記入をしていただきますようお願いいたします。

次に2点目は、今ほど申し上げました黄色い冊子にある記録簿の提出についてですが、一部の方はご提出いただいておりますが、四半期ごとで今回7月から9月分の活動報告を県に提出するため、新しい委員さんにあたりましては8月と9月分の記録簿を来月上旬までに事務局までご提出くださいますよう、よろしく願いいたします。

最後の3点目になりますが、福井県農業委員会大会が11月10日（火）に開催される予定です。県から正式な案内が届き次第、ご通知いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

はい。ありがとうございました。これらのことについて、何か質問はございませんか。

川崎委員	ちよつといいでしょうか。今ほどの活動記録のことですが、年間の記録をこれまで記入していたが、提出してしまうと書けなくなるが、事務局で記入いただけるということでよいでしょうか。
事務局	はい。年間記録は、事務局で記入させていただきます。ひと月ごとにちぎれる様式になっております。コピーが必要な方は、事務局でコピーいたします。一部ちぎり取ってご提出ください。
川崎委員	上旬までに提出と言われましたが、日にちを区切った方が良いのではないかと。
事務局	10日までとさせていただきます。7から9月分までをご提出願います。
議長	10日までだな。農地パトロールにしても、時間があるようでないな。また、農地パトロールの際には、帽子と腕章をお願いします。 他に質問はございませんか。 無いようでしたら、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	次回農業委員会の日程でございますが、11月を予定しており、事務局案といたしましては11月24日（火）午後1時30分から ということでお願いできたらと思っております。いかがでございましょうか。
議長	どうでしょうか。皆さま。11月24日（火）午後1時30分からここでということでしょうか。
事務局長	今ほど、会長も申し上げましたとおり、次回は11月24日（火）午後1時30分から、同じく役場別館第6会議室で開催させていただきたいと思っております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、また、改めて担当の委員さんの方にご連絡等をさせていただきます。 以上をもちまして、第1回南越前町農業委員会総会を終了いたします。 閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。
川崎会長職務代理者	あいさつ
【閉会】 午後2時22分	